

1 平成15年2月14日申請（平成15年（争）第1号）（接続に必要な工事）

（1）経過

（申請前の経緯）

平成14年4月9日に、あっせん打切り（平成14年（争）第2号）。

平成15年	
2月14日	ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）から、仲裁の申請。（⇒（2）） 委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、仲裁の申請があった旨の通知。
21日	NTT西日本から、仲裁の申請を行わない旨の報告。（⇒（3）） 委員会から、ソフトバンクBBに対し、仲裁の手続に入らない旨の通知。

（その後の経過）

平成15年

5月16日 ソフトバンクBBから、協議再開命令の申立て。

（2）申請において仲裁判断を求める事項

NTT西日本の端末回線との接続に係る工事の方法

（3）申請を行わない旨の報告

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、ソフトバンクBBを申請人とする仲裁の申請については、NTT西日本は仲裁申請を行わないので、その旨報告する。